

武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画の策定について

このことについて、別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

武蔵村山市
第四次子供読書活動推進計画
(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月
武蔵村山市

武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画の策定に当たって

本市では、子供の読書環境を計画的に整備し、子供の発達段階に応じた読書活動を支援するため、子供読書活動の推進に取り組んでまいりました。

平成30年4月に国は、第四次子供読書活動推進計画を閣議決定しました。そこでは、発達段階ごとの効果的な読書活動の取組を推進することや、読書への関心を高めるための取組の充実、スマートフォンなど情報環境の変化が子供の読書に与える影響の把握・分析なども取り上げられております。

近年、情報化社会の中で、様々な情報媒体から必要な事柄を汲み取る読解力や想像力が求められております。そのため、乳幼児期から読書を通して、子供たちの感性を磨き、表現力を豊かにすること、また、次世代を担う子供たちを社会の一員として育むため、学校司書の配置や市立図書館と小・中学校図書館が連携するなど、読書活動のための環境整備も重要と考えております。

この度、令和4年度から5年間の計画として、「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」を策定いたしました。

本市の子供たちが読書に親しめるよう、市民及び関係機関の皆様におかれましては、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見等をいただきました「武蔵村山市立図書館協議会」委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係者の方々に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

武蔵村山市長

山崎泰大



目 次

第 1 章 第四次計画の策定に当たって	1
1 子供の読書活動推進の意義.....	1
2 計画策定までの経緯.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象.....	4
第 2 章 子供の読書活動をめぐる状況	5
1 国及び東京都の動向.....	5
2 武蔵村山市の子供とその読書の現状と課題.....	7
第 3 章 第四次計画の基本的な考え方	13
1 基本目標.....	13
2 計画の体系図.....	14
第 4 章 第四次計画の取組	15
基本方針 1 家庭における子供読書活動の推進.....	15
基本施策① 家庭における子供読書活動の推進.....	15
基本方針 2 地域における子供読書活動の推進.....	16
基本施策① 図書館の充実.....	16
〃 ② 専門的職員の配置.....	17
〃 ③ 子ども・子育て支援センターにおける推進.....	17
〃 ④ 児童館・学童クラブにおける推進.....	17
〃 ⑤ 市民会館・公民館・歴史民俗資料館等における推進.....	18
〃 ⑥ その他の各課における推進.....	18

基本方針 3	保育所・幼稚園における子供読書活動の推進.....	19
基本施策①	絵本等に親しめる環境づくり.....	19
基本方針 4	学校における子供読書活動の推進.....	20
基本施策①	学校図書館の教職員の配置.....	20
〃	② 学校図書館運営.....	20
〃	③ 資料の管理・収集.....	21
〃	④ 読み聞かせの推進.....	21
〃	⑤ ブックトーク・ビブリオバトルの推進.....	22
〃	⑥ 朝読書の推進.....	22
〃	⑦ 資料相談・読書相談の充実.....	22
〃	⑧ 図書の展示の充実.....	22
基本方針 5	特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進.....	23
基本施策①	専門的職員の配置.....	23
〃	② 図書館サービスの充実.....	23
基本方針 6	子供読書活動の普及啓発活動の推進.....	24
基本施策①	情報の共有化.....	24
〃	② 読書への動機付け.....	24
基本方針 7	家庭、地域、学校・図書館等の連携・協力の推進.....	25
基本施策①	関係施設の有効活用.....	25
〃	② 市民との協働.....	25
〃	③ 子供関連施設への援助.....	26

第 5 章 計画の推進..... 27

1	計画の目標.....	27
2	計画の推進と評価.....	27

資料編..... 29

1	子どもの読書活動の推進に関する法律.....	31
2	武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会設置要綱.....	33
3	武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会.....	35
4	武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画策定経過.....	37



第四次計画の策定に当たって

1 子供の読書活動推進の意義

子供にとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、情報社会の中で、様々な情報・事象から、自分にとって適切な事柄を読み取る読解力や他者への想像力が求められています。そのため、子供を社会の一員として育てるため、楽しみながら自主的に行う読書活動のための環境整備をしていくことが必要です。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要となります。

乳幼児期には周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。

学齢期に入り文字を学ぶようになると、読書への興味がより一層深くなり、本に描かれる世界に身を投じることによって、その世界を体験し、想像力を育み、作者の考え方や意図するものを読みとることで、生き方を学び、自分の世界を大きく広げていきます。同時に、保護者や友だちと感想を話し合うことで色々な感じ方、考え方があることになり、多様な物の見方を学ぶことができます。また、多くの本を読むことで多様な考え方に触れることができ、それらを糧に自分の考えをまとめ、確立していくことで、自ら学ぶ力を身に付けることができます。

また、子供が楽しく自主的に読書活動を行うには、家族などで読書を楽しむことも重要です。家庭における読書は、一冊の本を介して家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要なものになります。

このように、子供が楽しく自主的に読書に親しみ、読書習慣が身に付けられるよう、本市をはじめ、社会全体で子供の読書活動を推進することが重要であることから、本計画を策定するものです。

2 計画策定までの経緯

国は、平成13年に、子供の読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、すべての子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めることを基本理念とするもので、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画が閣議決定されました。

令和元年6月には障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

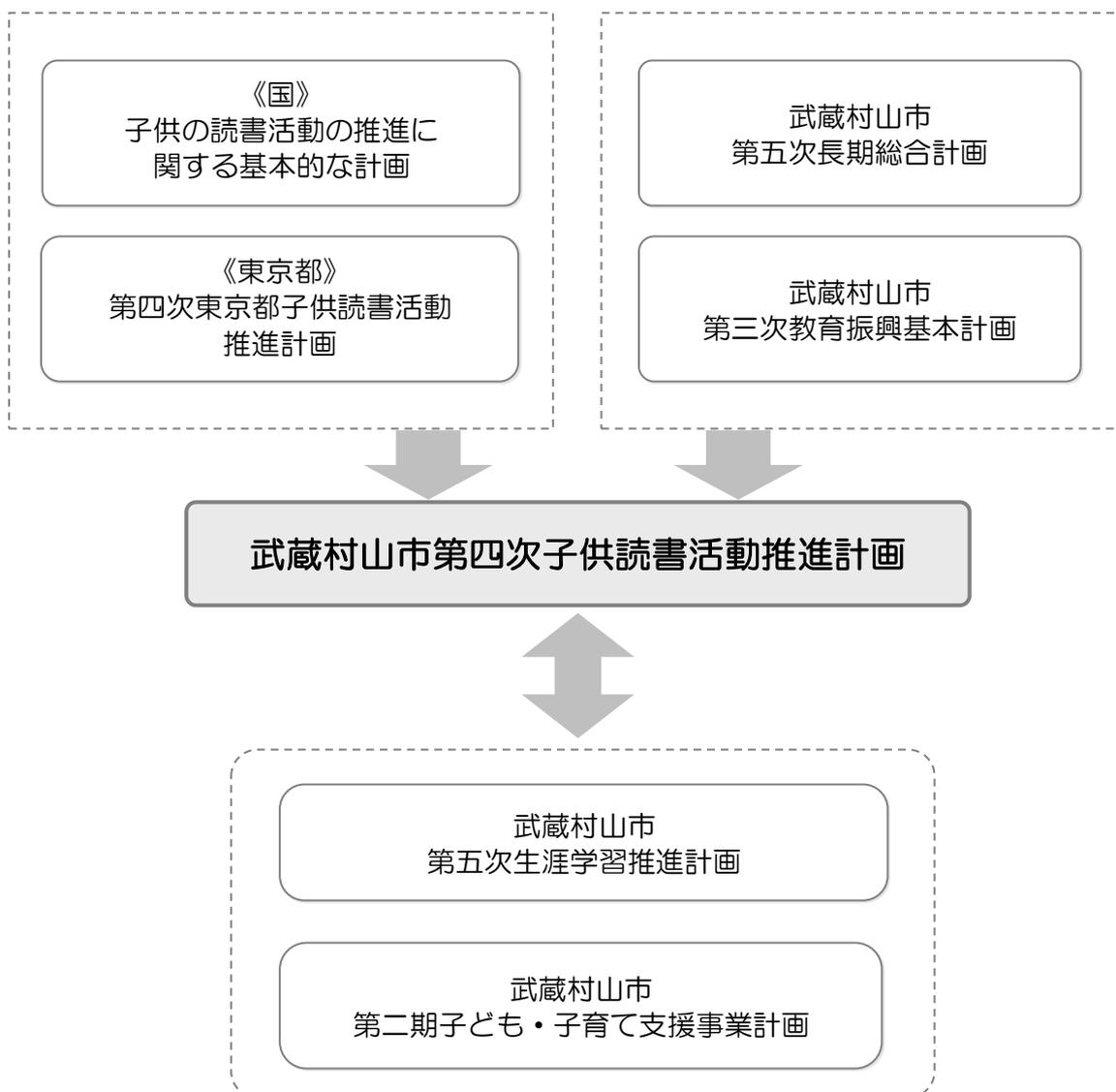
東京都では、平成15年3月に、すべての子供が自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・地域、学校のそれぞれが果たす役割とともに、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す、第一次計画を策定し、平成21年3月に第二次計画を、平成27年2月に第三次計画を、令和3年3月に第四次計画を策定しました。

武蔵村山市では、これら国及び都の計画を基本としながら、子供の読書環境を計画的に整備し、子供の発達段階に応じた読書活動を支援するため、平成19年2月に、第一次計画を、平成24年に第二次計画を、平成29年に第三次計画を策定し、子供読書活動の推進に取り組んできました。



3 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」を上位計画とし、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」や東京都が策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、本市における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組について示した個別分野の計画として位置付けるものです。また、読書活動を通して生涯にわたって学ぶ意欲の素地を養うため「武蔵村山市第五次生涯学習推進計画」及び「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」と整合を図ることとします。



4 計画の期間

この計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第五次長期総合計画（前期基本計画）				
第三次教育振興基本計画				
第四次子供読書活動推進計画				
第五次生涯学習推進計画				
第二期子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。



子供の読書活動をめぐる状況

1 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

① 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

平成30年4月に国の第四次となる「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画では、読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組を推進することや、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高めるための取組の充実、スマートフォンなど情報環境の変化が子供の読書に与える影響の把握・分析などが盛り込まれています。

依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られることから、「①発達段階に応じた取組、②家庭における取組、③地域における取組、④学校等における取組、⑤子供の読書への関心を高める取組、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦普及啓発活動」を推進方策として掲げています。

② 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）を踏まえ改訂された学習指導要領等には、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、令和2年度には、新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において段階的に開始されています。新しい学習指導要領では、これからの社会を「生きる力」を身に付けるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、更に「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育んでいくことを目指しています。

③ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行

令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。同法では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障害の有無に関わらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることに加え、視覚障害者等の需要を踏まえて点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デジター図書^{※1}や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック^{※2}等の電子的にアクセシブルな図書を提供することを求めています。

(2) 東京都の動向

東京都教育委員会は、令和2年度に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、同計画に基づき、東京都は様々な事業や取組を実施することとしています。

同計画では、読書の質を高めていくためには、子供の読書の量を増やすことのみならず、乳幼児期からその時々の子供の発達の段階に応じて働きかけを継続して行うことが必要であるとし、「①乳幼児の読書活動の推進、②小・中学生の読書活動の推進、③高校生等の読書活動の推進、④特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進」を具体的な取組として掲げています。

また、人材育成をはじめ、更に社会全体での読書環境整備を行うため、「①区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進、②読書活動推進状況等の調査、③都立図書館による区市町村立図書館の児童・青少年サービスの振興、④読書活動を支える人材の育成、⑤啓発、広報」を具体的な取組として掲げています。



※1 デジター図書：視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された図書のこと。

※2 オーディオブック：朗読や講演を、カセットテープ・CD・DVDなどに録音したもの。

2 武蔵村山市の子供とその読書の現状と課題

(1) 全体の現状と課題

① 子供の人口の推移

本市の18歳までの子供の数は12,780人（令和3年1月1日現在）で、総人口（72,023人）の17.7%になります。これを5年前の平成28年1月1日現在と比較すると子供の総人口に対する割合は、1.1ポイント減少しています。また、16～18歳の総人口に対する割合は増加しているものの0歳から12歳までの総人口に対する割合は、1.2ポイント減少しています。

表2-2-1 武蔵村山市の人口の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
0歳～6歳	4,379	4,215	4,181	4,166	4,067	3,912
7歳～12歳	4,678	4,663	4,559	4,444	4,353	4,198
13歳～15歳	2,337	2,361	2,354	2,375	2,338	2,325
16歳～18歳	2,180	2,174	2,256	2,358	2,372	2,345
総人口	72,243	72,238	72,489	72,546	72,382	72,023

資料：武蔵村山市 統計書（各年1月1日現在）

② 子供読書活動の関連施設

現在、市内には、認可保育所13園、幼稚園4園、小学校9校及び中学校5校の計14校、高等学校3校並びに都立特別支援学校が配置されています。さらに、子供の関連施設として、児童館6館、学童クラブ13か所、子ども家庭支援センター、図書館（地区図書館を含む。）6館、歴史民俗資料館、同分館、公民館、同分館2館、地区会館6館、市民会館等が配置されています。

③ 課題

子供の読書については、年齢が上がるにつれて、読書離れが顕著となる傾向があり、本市の図書館の貸出冊数においても、平成28年度と令和元年度を比較すると、貸出冊数は減少しているため、読書離れの傾向が見られます（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により貸出冊数は減少しているため比較から除外しました。）。

表 2-2-2 図書館貸出冊数の推移

単位：冊、（ ）書きは一人あたり

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
0 歳～6 歳	15,456 (3.5)	15,558 (3.7)	18,383 (4.4)	16,295 (3.9)	11,011 (2.7)
7 歳～12 歳	49,687 (10.6)	50,407 (10.8)	44,060 (9.7)	38,094 (8.6)	24,476 (5.6)
13 歳～15 歳	3,580 (1.5)	3,376 (1.4)	3,341 (1.4)	3,266 (1.4)	3,096 (1.3)
16 歳～18 歳	2,356 (1.1)	2,520 (1.2)	1,501 (0.7)	1,361 (0.6)	1,411 (0.6)
計	71,079 (5.2)	71,861 (5.4)	67,285 (5.0)	59,016 (4.4)	39,994 (3.0)

資料：庁内資料

(2) 家庭や地域の取組の現状と課題

本市では、家庭において子供が読書に親しむための情報提供や、地域で子供と本をつなぐことができるよう、環境づくりに取り組んできました。図書館で定期的で開催している幼児や小学生向けのおはなし会は、開催の曜日や時間を工夫し、より参加しやすい在り方を模索しました。また、ブックスタート事業として健康診査時に絵本を配布するなど地域・家庭における読書活動の拡大に向けた取組を継続するとともに、小学生におすすめの本のリスト「ねえねえこの本 しってる？」を配布して家庭での読書のきっかけづくりの一端とするなど、より読書を身近なものとして捉えてもらえるよう取組を行いました。

さらに、図書館ボランティアの方々に対して読み聞かせの研修会を開催するなど活動の支援を行ってきました。選書のアドバイスや様々な情報を共有し、図書館ボランティアの充実を図っています。

今後は、子供が本に親しむ機会を増やすため、保護者の読書に対する興味・関心を高め、その後の図書館の利用促進につなげていくことが求められます。

ゲーム機やスマートフォン、タブレット端末の普及により子供の家庭での過ごし方は大きく変化してきています。読書以外の娯楽がある中で、読書に親しむ習慣を作ることができるよう、読書の楽しさや大切さを伝えていく必要があります。そして幼い頃から本とふれあう習慣を持つことで生涯にわたって読書に親しむ第一歩となります。

各種ボランティア等と連携・協力し、地域での読み聞かせなどの機会を増やし、本にふれる機会を増やす取組が大切です。図書館ボランティアについては人数の確保、読み聞かせの技術向上、選書などに関する継続的な研修や講座の実施が課題です。

表 2-2-3 3～4か月児健康診査時ブックスタート絵本配布冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
配布冊数	494	486	528	428	230

資料：武蔵村山の生涯学習

(3) 学校等と学校図書館の取組の現状と課題

① 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園では、異動等で職員の入れ替わりが生じるため、読み聞かせや選書に関する技術の向上を図る必要があります。幼い子供たちへの読み聞かせの場合、1対多数での読み聞かせが難しく、1対1又は1対少数の読み聞かせとなると、読み手の人数確保も課題となります。

② 小・中学校

本市の小・中学校においては「朝読書の実施」や「授業の中での図書館利用」、保護者等ボランティアによる読み聞かせを定期的に行い、読書に対する興味・関心を高めることができるよう努めています。

平成28年度と令和元年度の貸出冊数を比較すると、小学校では、6.9%増加しています。また、中学校では、11.3%増加しています。

毎年、図書の収集に努めた結果、各学校の蔵書冊数は、国の蔵書基準を満たしています。

また、学校図書館では、学校図書館の読書環境の整備及び蔵書構成の充実に努めました。さらに、学校図書館活用推進協議会、学校司書連絡会を開催し、学校図書館活用の取組や司書間の情報交換などを実施するなど、学校間の連携を深めました。

今後は、現在の事業の推進を図りながら、ブックトーク^{※3}等の研修会を行う必要があります。

表 2-2-4 学校図書館貸出冊数の推移

単位：冊、() 書きは一人あたり

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	189,630 (41.6)	201,614 (45.8)	206,796 (47.8)	202,805 (48.3)	158,366 (39.0)
中学校	22,578 (10.4)	23,941 (11.2)	26,873 (12.2)	25,133 (11.7)	21,466 (9.8)

資料：庁内資料

表 2-2-5 学校図書館蔵書冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	108,897	111,076	113,360	114,292	115,450
中学校	64,185	66,189	68,642	71,280	73,268

資料：庁内資料

(4) 武蔵村山市図書館・市立施設の取組の現状と課題

図書館は、主に学校の近隣に設置されているため、特に小学生の利用が多くなっています。令和元年度の小・中学生の一人あたり年間貸出冊数は、小学生が8.6冊、中学生が1.4冊となっており、平成28年度と比べて小学生が2.0冊、中学生が0.1冊減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度においては、更に貸出冊数が減少し、子供の読書活動に大きな影響を与えています。

児童書の資料の収集としては、平成28及び29年度は2,700冊程度、平成30及び令和元年度は2,500冊程度購入していましたが、令和2年度の購入冊数は2,215冊にとどまっています。

また、おはなしの会の参加者は、令和元年度までは毎回9人前後でほぼ横ばいの状況です。

※3 ブックトーク：ある特定のテーマで本を数冊紹介するもので、一部を読んだり、本の表紙を見せるもの。

今後は、withコロナを念頭に子供たちや保護者を含めた図書館利用者の安全対策を行っていかねばなりません。また、講座・イベント参加人数の制限を加えていく必要もあり、利用者の協力、理解を得ることが不可欠です。一方、制限部分を担保する方法としてオンラインの活用など、有効な手段を検討し、図書館として様々なサービスを提供できるよう工夫を重ねて、学びの場を提供していく必要があります。

表 2-2-6 児童書購入冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
購入冊数	2,681	2,732	2,505	2,571	2,215

資料：武蔵村山の生涯学習

表 2-2-7 蔵書冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
蔵書冊数	312,434	314,419	315,596	316,462	317,756
うち児童書数	124,089	123,278	123,664	123,036	122,621

資料：武蔵村山の生涯学習

表 2-2-8 おはなしの会参加状況

単位：回、人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	109	104	114	108	48
参加人数	909	961	1,014	928	163
1回当たり参加人数	8.3	9.2	8.9	8.6	3.5

資料：武蔵村山の生涯学習

表 2-2-9 ステップアップ及びボランティア養成講座開催回数及び受講者数の推移

単位：回、人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	3	5	3	1	0
延べ受講者数	35	76	48	28	0

資料：庁内資料

(5) すべての子供が読書できる環境づくりへの取組の現状と課題

すべての子供に読書や学習することができる環境を整えることはとても重要です。身体の機能障害や情緒的な障害のために図書館に来ることが難しい子供、図書館に来ても一人では通常の読書活動が難しい子供に対する理解を深めるとともに、読み聞かせの工夫や点字図書、布の絵本、電子図書などを活用し、さわる・聞くなどの様々な方法で読書の世界を楽しむことができるよう、一人一人の実態に応じた支援を行うことが求められます。

また、外国から来日した子供たちが日本を知り、日本語を習得し、社会に適応するために必要な情報を得ることができるよう援助するとともに、多言語や多文化を知るための適切なサービスを提供する必要があります。

表 2-2-10 特別な支援を必要とする子供向けの図書の貸出冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
点字図書	0	0	0	0	0
布の絵本	0	0	55	89	60

※布の絵本は、平成 29 年度まで館内閲覧のみとしていました。

資料：庁内資料

表 2-2-11 特別な支援を必要とする子供向けの図書の蔵書冊数の推移

単位：冊

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
点字図書	51	51	51	51	51
布の絵本	19	24	25	25	26

資料：庁内資料





第四次計画の基本的な考え方

1 基本目標

子供にとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、情報社会の中で、様々な情報・事象から、自分にとって適切な事柄を読み取る読解力や他者への想像力が求められています。

そのため、子供を社会の一員として育むため、楽しみながら自主的に行う読書活動のための環境整備をしていく必要があります。

【 基 本 目 標 】

すべての子供が、みずから読書に親しむまち
武蔵村山



2 計画の体系図

[基本目標]

[基本方針]

[基本施策]

すべての子供が、
みずから読書に親しむまち

武蔵村山

1 家庭における子供読書活動の推進

① 家庭における子供読書活動の推進

2 地域における子供読書活動の推進

① 図書館の充実

② 専門的職員の配置

③ 子ども・子育て支援センターにおける推進

④ 児童館・学童クラブにおける推進

⑤ 市民会館・公民館・歴史民俗資料館等における推進

⑥ その他の各課における推進

3 保育所・幼稚園における子供読書活動の推進

① 絵本等に親しめる環境づくり

4 学校における子供読書活動の推進

① 学校図書館の教職員の配置

② 学校図書館運営

③ 資料の管理・収集

④ 読み聞かせの推進

⑤ ブックトーク・ビブリオバトルの推進

⑥ 朝読書の推進

⑦ 資料相談・読書相談の充実

⑧ 図書の展示の充実

5 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

① 専門的職員の配置

② 図書館サービスの充実

6 子供読書活動の普及啓発活動の推進

① 情報の共有化

② 読書への動機付け

7 家庭、地域、学校・図書館等の連携・協力の推進

① 関係施設の有効活用

② 市民との協働

③ 子供関連施設への援助



第四次計画の取組

基本方針 1 家庭における子供読書活動の推進

子供が読書をする習慣を家庭で身に付けることや、家族で読書の習慣を共有することが効果的と言えます。家庭において読書を日常的なものとし、読書を通じて子供が感じたことや考えたことを話し合うこと等により、読書に対する意欲を引き出すよう働きかけることが大切です。

乳幼児期のブックスタート、幼児・児童に対する読み聞かせ、児童生徒の家庭での家読の支援等、発達段階に応じた取組の主体となることも多いため、関係部署、団体と連携した取組が求められます。

基本施策① 家庭における子供読書活動の推進

No.	主な取組	事業担当課
1	乳幼児期の読み聞かせに関する情報を発信します。	図書館
2	子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の情報を提供します。	図書館
3	保護者が家庭で絵本の読み聞かせを行う際に、保護者と子供が触れ合いを楽しめるような絵本の選び方や読み聞かせの方法について、図書館の担当者が相談に応じます。	図書館

基本方針 2 地域における子供読書活動の推進

子供が身近に読書活動に親しむため、図書館には、地域の読書活動推進の拠点としての役割が求められています。

子供の読書への関心を高めるためにも、図書の配置や見せ方を工夫するなど魅力ある図書館とするよう努め、引き続き、図書資料の充実を図るとともに、子供の読書活動の推進に関する情報提供を積極的に行うなど、図書館が、地域の読書活動推進の拠点としての役割を果たしていくことが必要です。

また、子供の読書活動を推進する取組として、図書館ボランティアと協働で読み聞かせ等を行うだけでなく、ボランティア育成講座の開催や研修活動への支援等、人材の育成も望まれます。

基本施策① 図書館の充実

No.	主な取組	事業担当課
1	子供に魅力のある、役立つ資料構成を目指し、幅広い資料収集を行うとともに、配置や見せ方の工夫をします。	図書館
2	電子書籍導入の際は、子供向けの資料収集も行います。	図書館
3	子供だけでなく大人からも、子供の本に関する相談を受けます。	図書館
4	保護者に対して、読み聞かせに向く絵本等の紹介を行います。	図書館
5	資料相談・読書相談に十分対応できるよう、職員の研修に努めます。	図書館
6	おはなしの会等の楽しめる行事を行います。	図書館
7	ブックスタート事業を実施します。	図書館
8	読書通帳の導入について検討します。	図書館
9	YA（ヤングアダルト）※4サービスの具体化を検討します。	図書館
10	中学生の職場体験や職場訪問等を受け入れます。	図書館

※4 YA（ヤングアダルト）サービス：ヤングアダルトとは、子供と大人の間に当たる世代（一般的には中学生及び高校生）を言う。図書館では、児童サービスとは別に独立のサービスと位置付けられることが多い。

No.	主な取組	事業担当課
11	図書館でのビブリオバトル ^{※5} を検討します。《新規》	図書館
12	POP ^{※6} コンクールの実施を検討します。《新規》	図書館

※5 ビブリオバトル：複数名で自分が読んで人に薦めたい本を時間制限内で紹介し、聴者が一番読みたくなった本を投票等で決めるゲーム。

※6 POP：図書を広告する掲示のこと。

基本施策② 専門的職員の配置

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館に専門的な知識と経験のある職員の配置に努めます。	図書館

基本施策③ 子ども・子育て支援センターにおける推進

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館が実施する乳幼児へのブックスタート事業に協力します。	子ども子育て支援課
2	子ども家庭支援センターのひろばに、絵本等を置き、妊婦の方や乳幼児が絵本に親しめるようにします。	子ども子育て支援課
3	図書館の団体貸出等を利用し、絵本に親しめるようにします。	子ども子育て支援課
4	おはなしの会を実施します。	子ども子育て支援課

基本施策④ 児童館・学童クラブにおける推進

No.	主な取組	事業担当課
1	児童館で絵本の読み聞かせ等を行います。	子ども青少年課
2	子供に親しみやすい資料を収集し、利用に努めます。	子ども青少年課
3	図書館との併設館では、連携して「おはなしの会」への参加を呼びかけます。	図書館 子ども青少年課

基本施策⑤ 市民会館・公民館・歴史民俗資料館等における推進

No.	主な取組	事業担当課
1	保護者を対象とした児童文学等に関する講座の開催について検討します。	文化振興課
2	「科学あそび」「工作教室」「野外観察会」等の講座を開催します。	文化振興課

基本施策⑥ その他の各課における推進

No.	主な取組	事業担当課
1	保育所入所や就学援助費申請等の子供の同行が予想される申請会場に絵本等を置き、絵本に親しめるようにします。《新規》	関係各課



基本方針3 保育所・幼稚園における子供読書活動の推進

保育所や幼稚園で、乳幼児に対する絵本や物語の読み聞かせが日常的に行われている中で、そこでの読書体験が家庭での読書につながっていくことが期待されます。さらなる読み聞かせの質を向上させていきます。

基本施策① 絵本等に親しめる環境づくり

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館の団体貸出を利用し、保育所・幼稚園の読書活動の推進を図ります。	—
2	図書館作成のブックリストを活用し、図書館の利用を呼びかけます。	—

基本方針 4 学校における子供読書活動の推進

小・中学生期は子供の興味・関心が多様化、拡大し、また生活や環境が大きく変化する時期であり、本の好みや本との出会い方も様々になってきます。

子供が読みたい、調べたいと思う新鮮で魅力ある多様な本、又は、“かけがえのない一冊”の本と出会うことのできる機会をつくっていくためには、子供の発達段階にあわせた様々な形での情報提供や、身近な場所での読書環境づくりが大切になってきます。

子供が本や読書に親しみ、読書の楽しさを感じることができるよう取組を進めるとともに、子供が読書への関心を高める取組として、子供から本に対する情報を発信する機会をつくります。

基本施策① 学校図書館の教職員の配置

No.	主な取組	事業担当課
1	市内全小・中学校に学校司書を配置します。	教育指導課
2	学校図書館担当教員、司書教諭及び学校司書の学校図書館に関する研修を行います。	教育指導課

基本施策② 学校図書館運営

No.	主な取組	事業担当課
1	毎年「学校図書館活用計画」を作成します。	教育指導課
2	学校図書館活用協議会及び学校司書連絡会を開催し、研修や情報交換の場とします。	教育指導課

基本施策③ 資料の管理・収集

No.	主な取組	事業担当課
1	学校図書館のシステム化を検討します。	教育総務課
2	学校と図書館との資料の運搬手段を確保します。	図書館
3	古典や新作を含めた良質な児童文学書を収集します。	教育総務課
4	調べ学習に対応できる資料（時事問題など）の整備に努めます。	教育総務課
5	教科書に紹介された図書を可能な限り収集します。	教育総務課
6	中学校では、大人への橋渡しができるような資料の整備に努めます。	教育総務課
7	利用が多くて傷んだ本や情報が古くなった資料を更新します。	教育総務課
8	1人1台端末を活用した電子図書の導入を検討します。《新規》	教育指導課

基本施策④ 読み聞かせの推進

No.	主な取組	事業担当課
1	各学校では、本の読み聞かせを推進します。	教育指導課
2	教員、学校司書及び保護者等ボランティアを対象に読み聞かせの講習会（勉強会）を開催します。	教育指導課

基本施策⑤ ブックトーク・ビブリオバトルの推進

No.	主な取組	事業担当課
1	学校では、ブックトークを推進します。	教育指導課
2	学校では、ビブリオバトルを推進します。	教育指導課
3	教職員、学校司書、保護者を対象にブックトーク等の講習会（勉強会）を開催します。	教育指導課
4	学校図書館は、児童・生徒のために、その対象となる資料を提供します。	教育指導課

基本施策⑥ 朝読書の推進

No.	主な取組	事業担当課
1	朝読書を実施していきます。	教育指導課

基本施策⑦ 資料相談・読書相談の充実

No.	主な取組	事業担当課
1	司書教諭及び学校司書が資料相談や読書相談に対応できるよう資料を充実させるとともに、その技術を身に付けるための研修を行います。	教育指導課

基本施策⑧ 図書の展示の充実

No.	主な取組	事業担当課
1	児童及び生徒が学校図書館を利用したくなるようなディスプレイなどを工夫します。	教育指導課
2	児童及び生徒が興味を示すよう展示を行い、読書への関心を高めます。	教育指導課

基本方針5 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

障害のある子供や外国につながる子供など、配慮が必要な子供が不便なくサービスを受けられるように、専門的職員を配置するとともに、市立図書館は関係機関等と連携し、点字付き図書や外国語（母国語）の図書資料など多様な資料の収集に努め、利用を促進します。

また、点字図書館や関係各課との連携を強化して、子供や保護者からの読書相談の対応に努めます。

基本施策① 専門的職員の配置

No.	主な取組	事業担当課
1	職員の研修の機会を増やし、サービスの質を高めます。	図書館

基本施策② 図書館サービスの充実

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館ボランティアの協力も含めて、検討します。	図書館
2	特別支援学校へ出向き「出前おはなしの会」を開催します。	図書館
3	布の絵本（さわる絵本）、点字図書等の収集に努めます。	図書館
4	洋書（絵本及び物語）の収集に努めます。	図書館
5	障害を持つ子供に役立つ資料や日本語を理解するための資料の収集に努めます。	図書館
6	特別な配慮を必要とする子供も使用可能な電子書籍の導入を検討します。《新規》	図書館
7	デジタル録音図書体験会の実施を検討します。《新規》	図書館

基本方針6 子供読書活動の普及啓発活動の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に設けられており、今後も具体的な取組を幅広く実施し、内容を充実させるとともに、継続して啓発活動を行うことが望まれます。

また、図書館では季節や時事にあわせたコーナーの設置等、魅力ある図書の普及に向けてPRを行っていますが、年齢別による利用者のニーズを把握し、効果的な情報提供を図ることが大切です。

今後も、子供の自主的な読書活動を推進するためには、子供の読書活動の意義や重要性について、市民の関心を高め、理解を深めることが必要です。

基本施策① 情報の共有化

No.	主な取組	事業担当課
1	市役所・図書館のホームページやSNS等を活用します。	図書館
2	市報等紙媒体による広報活動を行います。	図書館

基本施策② 読書への動機付け

No.	主な取組	事業担当課
1	保育所、幼稚園、小学校、中学校等の施設に図書館利用を呼びかけるポスターを掲示します。	図書館
2	新しく小学校1年生になった児童に、図書館利用案内を配布します。	図書館
3	年代別（幼児、小学生、中学生向）の子供向けの本のリストを作成し、配布対象を拡大します。	図書館
4	市の広報を通じて、保護者等に図書館の利用促進を呼びかけます。	図書館
5	市役所や図書館のホームページでのお知らせの充実を図ります。	図書館
6	季節や行事等のテーマを設定して本の展示を行います。さらに、子ども読書の日的前後に児童書の展示等を行います。	図書館 教育指導課
7	「学校図書館だより」等を定期的に発行し、児童、生徒及び保護者に読書への啓発を図ります。	教育指導課

基本方針 7 家庭、地域、学校・図書館等の連携・協力の推進

子供の自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、図書館等がその役割を果たすだけでなく、相互に連携・協力し、社会全体で取り組んでいくことが重要であり、それには各々が有する情報を共有化することが求められます。

連携・協力を進めるにあたり、地域や学校等における活動の核となる人材を育成するとともに、地域での取組事例を紹介し、家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力を促進することが大切です。

基本施策① 関係施設の有効活用

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館をはじめ、子供に関わる保育所・幼稚園、学校、児童館などの関係施設を読書活動の拠点として活用します。	図書館 関係各課

基本施策② 市民との協働

No.	主な取組	事業担当課
1	図書館は、各種ボランティアの育成・支援を行います。	図書館
2	図書館のおはなしの会は、図書館ボランティアの協働により充実に努めます。	図書館
3	ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」との連携を図ります。	図書館
4	子供読書活動推進連絡会を開催し、情報の共有化を図ります。	図書館

基本施策③ 子供関連施設への援助

No.	主な取組	事業担当課
1	学校図書館へ資料の運搬を行います。【再掲】	図書館
2	保育所・幼稚園、小・中学校等が購入する資料の選定について、助言やリスト作成を行います。	図書館
3	保育所・幼稚園、小・中学校等からの図書館訪問・見学などの受入れの充実に努めます。	図書館
4	要請のあった保育所・幼稚園、小・中学校等で「出前おはなしの会」を行います。	図書館
5	保育所・幼稚園、小・中学校等に対し団体貸出を行い、その周知と充実を図ります。	図書館
6	図書館の廃棄資料の再利用については、保育所・幼稚園、小・中学校等を優先して行います。	図書館





計画の推進

1 計画の目標

子供読書活動推進計画の取組の目安として、5年後の目標を設定し、計画を推進します。

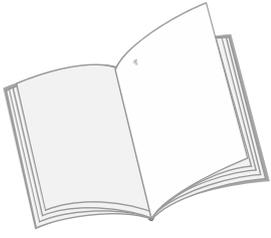
目標項目	現状値 (令和2年度)	令和8年度
児童書の貸出冊数	80,399冊 (※113,582冊)	119,000冊
7歳～12歳の貸出冊数	24,476冊 (※38,094冊)	40,000冊
7歳～12歳の登録者数	1,886人	2,000人
小学校図書館の貸出冊数	158,366冊 (※202,805冊)	214,000冊
中学校図書館の貸出冊数	21,466冊 (※25,133冊)	26,000冊
図書館から学校への貸出冊数	560冊 (※1,704冊)	1,800冊
図書館所管のおはなしの会の開催回数	42回	132回

※令和2年度の現状値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、令和元年度の数値を※印で併記しています。

2 計画の推進と評価

本計画は、子供の教育や育成に携わる市の関係各課が、それぞれの分野で、子供の読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実に努めていきます。

そのため、本計画の推進にあたっては、各取組事業の所管課による評価を行い、その後関係各課において点検・評価を行い、必要に応じて事業内容等の計画の見直しを行います。



資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会

に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成17年3月31日

訓令（乙）第14号

（趣旨）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「武蔵村山市子供読書活動推進計画」という。）を策定するため、武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、武蔵村山市子供読書活動推進計画の原案を策定する。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

2 委員は、健康福祉部障害福祉課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部図書館長をもって充てる。

（委員会）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議（次項において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会の設置）

第6条 武蔵村山市子供読書活動推進計画の策定に関し必要な事項を調査研究させるため、委員会の作業部会を置く。

（作業部会の組織）

第7条 作業部会は、部会員9人で組織する。

2 作業部会は、第3条第2項の規定により委員に充てられた者がその所管事務に従事する係長の職にある職員のうちから指名する各1人の者及び教育部に置く指導主事のうち教育部長が指名する1人の者をもって充てる。

（作業部会）

第8条 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により選任する。

2 部会長は、作業部会を代表し、作業部会の事務を総理する。

- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第9条 作業部会の会議(次項において「会議」という。)は、部会長が招集する。

- 2 作業部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 作業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会及び作業部会の庶務は、教育部図書館において処理する。

附則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附則(平成25年12月16日訓令(乙)第150号)

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附則(平成28年1月12日日訓令(乙)第4号)

この要綱は、平成28年1月12日から施行する。

附則(令和3年5月21日訓令(乙)第103号)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

3 武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会

(1) 委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委員長	高橋 一磨	教育委員会教育部文化振興課長	～令和3年12月9日
		子ども家庭部子ども子育て支援課長	令和3年12月10日～
職務代理	児玉 眞一	子ども家庭部子ども青少年課児童担当課長	
委 員	栗原 秀和	健康福祉部障害福祉課長	
委 員	佐藤 哲郎	子ども家庭部子ども青少年課長	
委 員	木村 朋子	子ども家庭部子ども子育て支援課長	～令和3年12月9日
委 員	平崎 智章	教育委員会教育部教育総務課長	
委 員	赤坂 弘樹	教育委員会教育部教育指導課指導・教育センター担当課長	
委 員	西原 陽	教育委員会教育部文化振興課長	令和3年12月10日～
委 員	藤本 昭彦	教育委員会教育部図書館長	

(2) 作業部会員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	疋田 孝介	子ども家庭部子ども青少年課係長	
職務代理	一色 浩	教育委員会教育部文化振興課係長	
委 員	柏崎真佐子	健康福祉部障害福祉課係長	
委 員	比留間一晴	子ども家庭部子ども青少年課児童館長	
委 員	深須麻美子	子ども家庭部子ども子育て支援課係長	
委 員	神澤 恵	教育委員会教育部教育総務課係長	
委 員	菅谷 洋介	教育委員会教育部教育指導課係長	
委 員	加藤 由裕	教育委員会教育部教育指導課指導主事	
委 員	荻野 隆行	教育委員会教育部図書館係長	

4 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画策定経過

	開催日時	会議名称及び議題
1	令和3年 9月 3日 (書面開催)	第1回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 1 委員長の互選について 2 武蔵村山市子供読書活動推進計画の体系・骨子の検討について 3 その他
2	令和3年 9月 3日 (書面開催)	第1回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会 1 部会長の互選について 2 武蔵村山市子供読書活動推進計画の体系・骨子の検討について 3 その他
3	令和3年11月 4日	第2回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会 1 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)の検討について 2 その他(職務代理の指名について)
4	令和3年11月17日	第3回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会作業部会 1 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)の検討について 2 その他
5	令和3年12月 9日	令和3年度 第1回武蔵村山市子供読書活動推進連絡会 1 正副会長の選任について 2 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)について 3 その他
6	令和3年12月11日	令和3年度 第2回武蔵村山市立図書館協議会 1 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)について 2 その他
7	令和3年12月17日	第2回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 1 委員長の職務代理者の指名について 2 武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)の検討について 3 その他
8	令和4年 1月 6日から 2月 5日まで	武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画(素案)に対する 意見公募
9	令和4年 2月 8日 (書面開催)	第3回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 1 意見公募の結果について 2 その他
10	令和4年 2月24日	庁議の開催

武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画
(令和4年度～令和8年度)

発行年月／令和4年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市教育委員会教育部図書館

〒208-0011

武蔵村山市学園四丁目4番地

電話：042-564-1284

FAX：042-561-3685



武蔵村山市